

Shell Irus Fluid DR

シェル アイラス フルード DR

- リン酸エステル系難燃性作動油 -

シェル アイラス フルード DR は、リン酸エステル系難燃性作動油で、主に耐火性を必要とする製鉄、製鋼設備などの油圧作動油として最適です。

シェル アイラス フルード DR の特徴

1. 着火しにくく、燃えひろがりにくい

シェル アイラス フルード DR は、リン酸エステル系ですので自己消火性があり、漏洩による火災の危険を回避します。

2. 潤滑性が優れている

シェル アイラス フルード DR は、潤滑性が優れているので、摩耗を低減します。

3. 非鉄金属に対する安定性が優れています

シェル アイラス フルード DR は、非鉄金属に対する安定性が優れているので、スラッジを生成しにくく、バルブ類などにほとんど影響を与えません。

4. 水の存在下でも安定です

シェル アイラス フルード DR は、水存在下でも安定性が優れており、水の混入によるスラッジの発生を抑制します。

5. 熱・酸化安定性が優れています

シェル アイラス フルード DR は、高温下の使用においても優れた熱・酸化安定性を示し、変質を起こしにくくスラッジの生成が極めて少ない長寿命の作動油です。

6. 泡が立ちにくく、かつ、泡が消えやすい

シェル アイラス フルード DR は、キャビテーションコロ-ジョンの原因であるあわの発生を抑え、また万一発生したあわは容易に消えます

シェル アイラス フルード DR 代表性状								
油種	項目	密度 (15) g/cm ³	引火点 (開放式)	流動点	色	動粘度 mm ² /s		粘度 指数
						@40	@100	
シェル アイラスフルード DR46		1.130	258	-	L0.5	42	-	-

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更される場合があります。(2016-01)

** シェルアイラスフルード DR は、可燃性液体類です。

シェル アイラス フルード DR の販売荷姿 : 200Lドラム

使用上の留意点

- ・機械および潤滑油を長持ちさせるため、新油をタンクに張り込む前に必ず装置のフラッシングを行ない、内部及び潤滑箇所を清浄にするるとともに、使用中も異物が混入しないように機器のメンテナンスに充分留意してください。
- ・また、他銘柄との混合使用は油の性能低下をきたすことが考えられますのでできるだけ避け、止むを得ない場合は、時期をみて早めに一度全量交換することをおすすめします。
- ・油に触れる部分の塗装は絶対にさけてください。タンクやパイプ、各機器の外装の塗料はエポキシ系が適しています。シール材、アキユムレーターブラダ材、ホース材としてはバイトン、ブチルゴム、EPRなどが適しています。
- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート(SDS)をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意 下記の注意事項に従ってお取り扱いください。

取り扱い上の注意	
【安全対策】	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。 ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
【応急措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で充分に洗うこと。
【保管】	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。 ・施錠して保管すること。
【廃棄】	<ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1